

新しい防災行政無線に関するQ&A

		質問	回答
NO.1	戸別受信機貸与関係	私は借りられますか	昭和30年12月1日以前に生まれた方がいる世帯、携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末のいずれも所有しない世帯、障害など特に配慮を求める者であって、村長が防災行政上必要と認めた世帯に貸与します。
NO.2	戸別受信機貸与関係	いつから借りることができますか	昭和30年12月1日以前に生まれた方がいる世帯に対して配る日程を郵送でお知らせしていますのでご確認ください。配布会に来られない方などは3月から総務課窓口で申請が可能です。
NO.3	戸別受信機貸与関係	配布の日に本人が行けません。	ご家族でも構いません。送付した通知文を持参してください。
NO.4	戸別受信機貸与関係	スマホなどの操作に慣れなくて、対象者ではないけど戸別受信機を貸してください。	初期設定が完了できれば簡単にご使用できます。アプリインストールやメール登録マニュアルを案内してください。（できれば一緒に操作してあげてください） もし解決しなければご家族の方や携帯ショップに相談するよう案内してください。
NO.5	新しい戸別受信機について	どのようなものですか（使い方など）	古い戸別受信機と変わりません。電池やコンセントから電気を取ります。携帯の電波で通信しているので、窓際がつながりやすいです。
NO.6	新しい戸別受信機について	転出したら返せばいいですか？	転出や死亡など対象となる方が世帯から抜けた場合は総務課へ返却してください。
NO.7	古い戸別受信機について	返却はどうしますか。	粗大ごみの日に家電で回収します。（毎月第3土曜日）
NO.8	古い戸別受信機について	古い戸別受信機は使えないのですが、いつから使えないのですか。	令和8年3月16日以降使えなくなる地域が発生し、25日以降は完全に使えなくなる予定です。
NO.9	情報受信手段について	戸別受信機が貸与されない場合はどんな方法でお知らせを聞けますか	アプリ・メール・屋外スピーカーで聞くことができます。 戸別受信機が使えないエリアや戸別受信機はいらないけどスマホや携帯は持っていない世帯には、固定電話でのお知らせも可能です。
NO.10	情報受信手段について	アプリではどんなお知らせがありますか	基本的には屋外スピーカーや戸別受信機、メールで配信されているお知らせを受信できます。 ①行政・防犯情報②防災情報③火災情報と三つに分かれており、必要な情報を選択することも可能です。